

山形県農薬管理指導士認定事業実施要綱

昭和62年12月10日

(最終改正 令和5年12月7日)

第1 (目的)

この要綱は、「山形県農薬管理指導士（以下「指導士」という。）」の認定に関する事項を定めるとともに、農薬販売者並びにゴルフ場及び防除業における農薬使用者（以下「農薬取扱者」という。）の資質向上対策を強力かつ効率的に実施し、農薬の取扱い及び使用に関する安全指導のなお一層の推進を図ることを目的とする。

第2 (任務)

- 1 この要綱で定める指導士は、山形県知事の認定を受け、指導士の名称を用いて、次に掲げる事項に留意の上、農薬取扱者に対し適切な指導及び助言を行なうものとする。
 - (1) 農薬取締法、その他農薬に関する法令の順守
 - (2) 農薬の特性を踏まえた適正な使用
 - (3) 農薬使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
 - (4) 農薬取締法第25条第1項に規定する農薬使用基準に基づく農薬の安全使用
 - (5) 農薬取締法第26条第1項の規定に基づき指定された農薬の安全使用
 - (6) 農薬の適正な保管・管理
 - (7) 毒物及び劇物取締法に基づく毒物または劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
 - (8) 事故例が多く、特に注意を必要とする農薬の安全使用
 - (9) 山形県が定める「山形県農作物病虫害防除基準、山形県除草剤使用基準、山形県植物成長調整剤使用基準」に基づく病虫害並びに雑草の防除等
 - (10) その他、農薬の安全使用等に関して必要と思われる事項
- 2 指導士は、県及び農薬取扱者関係団体が実施する研修等、農薬の安全使用等に関する各種施策に積極的に参加するものとする。

第3 (認定委員会)

知事は、指導士の認定を推進するため別に定めるところにより、山形県農薬管理指導士認定委員会（以下「認定委員会」という。）を設置する。

第4 (研修)

- 1 知事は、指導士の認定を受けようとする農薬取扱者に対し、農薬管理指導士認定研修（以下「認定研修」という。）を実施するものとする。
- 2 知事は、既に指導士の認定を受けた農薬取扱者で、認定期間満了後も認定期間を更新しようとするものに対し、農薬管理指導士更新研修（以下「更新研修」という。）を実施するものとする。
- 3 認定研修及び更新研修の実施方法は別途定めるものとする。

第5（研修受講資格）

1 認定研修及び更新研修の受講資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、満20歳以上の者（当該年度内に満20歳となる者を含む。）とする。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものは除く。

（1）農薬販売者又はその従業員で、毒物劇物取扱責任者の資格を有し、実務経験が概ね2年以上である者。

（2）防除業者又はその従業員で、実務経験が概ね2年以上である者。

（3）ゴルフ場関係者等の農薬取扱者で、実務経験が概ね2年以上である者。

2 次の各号については、別途農林水産省令、環境省令第5号が定められているため、指導士として認定されないことがある。

（1）くん蒸による農薬を使用する者

（2）航空機を用いた農薬を使用する者

第6（認定試験）

1 知事は、当該年度の認定研修受講者に対し、農薬管理指導士認定試験（以下「認定試験」という。）を実施するものとする。

2 認定試験の実施方法は別途定めるものとする。

第7（認定研修及び認定試験の免除）

1 知事は、次のいずれかに該当する者から申し出があった場合は、認定研修及び認定試験（以下認定研修等）という。）を免除し、更新研修を受講させるものとする。

（1）他の都道府県知事により「農薬管理指導士又は同等の資格の認定を受けた者」

（2）全国農業協同組合連合会会長が認定した「防除指導員」

（3）全国農薬共同理事長が認定した「農薬安全使用コンサルタント」

（4）公益社団法人緑の推進協会会長が認定した「緑の安全管理士」

（5）特定非管理活動法人日本芝草研究開発機構理事長が認定した「芝草管理技術者」

第8（認定及び期間の更新）

1 知事は、認定試験の合格者について、認定委員会の審査を経たうえで、指導士として認定するものとする。なお、認定期間は、認定した日から3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

2 知事は、第7の規定に基づき、認定研修等を免除され更新研修を受講した者について、認定委員会の審査を経たうえで指導士として認定するものとする。なお、認定期間は、認定した日から3年を経過した日が属する年度の末日までとする。

3 知事は、更新研修を受講した者について、認定委員会の審査を経たうえで、認定期間を更新するものとする。なお、認定期間は、更新研修を受講した日から3年を経過した日が属する年度の

末日までとする。

第9（認定証）

- 1 知事は、第8の1及び第8の2の規定に基づき認定した者及び第8の3の規定に基づき認定期間を更新した者に対し、認定証（様式第1号）を交付するものとする。
- 2 指導士は、認定証の記載事項に変更が生じた場合、速やかに知事に届け出るものとする。

第10（認定の取消し）

知事は、指導士が農薬取締法に違反し、または、指導士としてふさわしくない行為があった場合、認定委員会の意見を聴いたうえで、指導士の認定を取消することができる。

附則

この要綱は、昭和62年12月10日から施行する。

この要綱は、昭和63年 5月27日から施行する。

この要綱は、平成 2年 7月 1日から施行する。

この要綱は、平成11年 6月 7日から施行する。

この要綱は、平成12年 6月28日から施行する。

この要綱は、平成15年 5月28日から施行する。

この要綱は、平成23年 6月14日から施行する。

この要綱は、平成24年 6月18日から施行する。

この要綱は、平成31年 4月23日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月27日から施行する。

この要綱は、令和 3年 6月 8日から施行する。

この要綱は、令和 5年 3月 3日から施行する。

この要綱は、令和 5年 月 日から施行する。

(様式第1号)

※整理番号

認 定 証

氏 名

生年月日

山形県農薬管理指導士認定事業実施要綱に基づき、山形県農薬管理指導士として認定する。
認定期間は 年 月 日までとする。

年 月 日

山形県知事 ○ ○ ○ ○ 印